

◇大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(市会事務局議事担当)